

教育委員会の権限の委任等に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第三号

教育委員会の権限の委任等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の七の規定により、知事の補助職員に教育委員会の権限の一部を委任し、又は教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第二条 教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる権限（教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務の権限を除く。）については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、くらし環境本部文化・スポーツ部長に委任する。

- 一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に基づき教育委員会が行う事務に関する権限（同法第九条の三第二項に規定する事務の権限を除く。）
- 二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）に基づき教育委員会が行う事業の権限

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる権限にあつては、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。

- 一 佐賀県立図書館協議会条例施行規則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第七号）第二条並びに佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号）第二条ただし書、第三条第二項及び第四

条に規定する事務の権限 佐賀県立図書館処務規則（平成二十四年佐賀県規則第四十四号）に規定する館長の職にある者

二 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和五十五年佐賀県教育委員会規則第五号）第二条ただし書、第三条第二項及び第四条並びに佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則（昭和六十年佐賀県教育委員会規則第二号）第二条に規定する事務の権限 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成二十四年佐賀県規則第四十六号）に規定する館長の職にある者

三 佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則（昭和四十五年佐賀県教育委員会規則第十一号）第二条並びに佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則（昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第八号）第二条第二項、第三条第二項及び第四条に規定する事務の権限 佐賀県立博物館処務規則（平成二十四年佐賀県規則第四十五号）及び佐賀県立美術館処務規則（平成二十四年佐賀県規則第四十七号）に規定する館長の職にある者

四 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成五年佐賀県教育委員会規則第三号）第二条第二項、第三条第二項及び第四条並びに佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則（平成五年佐賀県教育委員会規則第四号）第二条に規定する事務の権限 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成二十四年佐賀県規則第四十八号）に規定する館長の職にある者

五 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成十六年佐賀県教育委員会規則第一号）第二条第二項、第三条第二項及び第四条並びに佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（平成十六年佐賀県教育委員会規則第二号）第二条に規定する事務の権限 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成二十四年佐賀県規則第四十九号）に規定する館長の職にある者
（補助執行）

第三条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務をくら

し環境本部文化・スポーツ部長に補助執行させる。

- 一 社会教育委員、図書館協議会の委員、博物館及び美術館協議会の委員、九州陶磁文化館協議会の委員、名護屋城博物館協議会の委員並びに佐賀城本丸歴史館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務
- 二 博物館の登録に関する事務
- 三 前条の規定により委任した権限に係る事務と密接な関係がある特例民法法人の指導及び監督に関する事務
- 四 社会教育主事の資格認定に関する事務
- 五 前条の規定により委任した権限に係る事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則により、くらし環境本部文化・スポーツ部長又は第二条第二項各号に定める知事の補助職員（以下「文化・スポーツ部長等」という。）が委任を受け、執行することとなる事務のうち、この規則の施行の日前に教育委員会又は教育委員会の補助職員（以下「教育委員会等」という。）がした処分等で、この規則の施行の際現に効力を有するもの又は同日前に教育委員会等に対してなされた申請その他の行為は、同日以後においては、文化・スポーツ部長等になされた申請その他の行為とみなす。